株式会社 博報堂DYホールディングス 定款

施行: 2003年10月1日 改定: 2013年10月1日

2015年6月26日

2021年6月29日

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社博報堂DYホールディングスと称し、英文では、 HAKUHODO DY HOLDINGS INCORPORATED と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1) 広告(新聞、雑誌、ラジオ、テレビその他の広告)
 - (2) 屋外広告物、展示、室内装飾等の設計管理、施工
 - (3) 広告、広報等を目的とする建設工事の設計管理、施工
 - (4) 調査(市場調査、市場分析、広告調査)
 - (5) 各種情報収集、情報処理、情報提供およびコンサルティング
 - (6) セールスプロモーション
 - (7) パブリックリレーションズ
 - (8) シンポジウム、セミナーなどの企画、構成、実施および講師の派遣
 - (9) 出版(図書および定期刊行物の出版と販売)
 - (10) 音声、映像のソフトウェア (ディスク、テープおよびフィルム) の企画、 制作、製造、販売、賃貸
 - (11) 著作権および工業所有権(意匠権、商標権、特許権等)等の無体財産権 の企画、販売および管理
 - (12) 株式の保有利用
 - (13) 不動産の保有、管理、賃貸
 - (14) イベントおよび興行の企画、制作、運営およびその請負
 - (15) 映画製作およびその興行

- (16) インターネット等デジタルネットワーク上の広告スペースの購入、販売、 斡旋およびその企画ならびにコンサルティング
- (17) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告、マーケティング、プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営、コンサルティング
- (18) インターネット等デジタルネットワーク上の広告に関する効果の調査受託
- (19) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告に関する情報提供サービスおよび研究開発
- (20) 商品開発およびそのコンサルティング
- (21) 芸能タレント、アーチスト、スポーツ選手のマネジメント、招聘および 斡旋
- (22) 宣伝広告に関する物品の販売
- (23) 地域開発事業の企画および実施
- (24) 土木工事業、建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業、内装仕上工事業に関する工事の調査、企画、設計、監 理、施工およびコンサルタント業
- (25) 旅行業法にもとづく旅行業
- (26) 食料品、清涼飲料水、健康食品、健康飲料および健康薬品の販売
- (27) 通信販売業
- (28) 研修・研究施設、貸ホールおよび駐車場の経営
- (29) 警備業法に基づく警備業
- (30) 前各号に附帯する商品の輸出入
- (31) その他前各号に附帯する一切の業務
- ② 株式の保有利用
- ③ 当会社は、前各項に附帯する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、15 億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集および開催場所)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
 - ② 当会社は、東京都区内において株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを 招集し、議長となる。
 - ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、 他の取締役が株主総会を召集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっ て行う。
 - ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議 決権を行使することができる。
 - ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に 提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、14名以内とする。

(選 任)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
 - ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを 招集し、議長となる。
 - ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に 対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
 - ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ない で取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
 - ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法 令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席し た取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において 定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選 任)

- 第31条 監査役は、株主総会において選任する。
 - ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法 令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席し た監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において 定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

- 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間等)

- 第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
 - ② 前項の金銭には利息を付けない。

以上